

令和5年度奈良地方最低賃金審議会

第1回 運営小委員会 議事録

開催日時 令和5年8月18日（金）午後1時30分～

開催場所 奈良労働局 別館会議室

奈良市法蓮町163-1 愛正寺ビル2階

1 出席者

公益代表委員 伊東 眞一、下山 朗、福井 麻起子

労働者代表委員 河本 章吾、北尾 亮、松田 拓実

使用者代表委員 上村 賢司、当麻 和重、西田 雅彦

事務局 高木労働基準部長、箸方賃金室長、大橋室長補佐

2 審議事項

(1) 運営小委員会委員長及び委員長代理の選出について

(2) 運営小委員会の運営規程等について

(3) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について

(4) その他

3 主要経過・審議結果

【大橋室長補佐】

それでは、(定刻になりましたので)、ただ今から第1回運営小委員会を始めます。
本日の審議会は、「公開」として開始します。

まず、定足数の確認でございますが、本日は、全員出席されておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定による、定足数は満たされておりますことを、ご報告させていただきます。

【箸方貸金室長】

本日の運営小委員会は、本年度最初の会議でございますので、このあと委員長及び委員長代理をご選出いただくまでの間、慣行として、議事進行は事務局である私、箸方が担当します。

議題に入ります前に、運営小委員会委員の皆様をご紹介させていただきます。資料1頁の資料ナンバー1「運営小委員会 委員名簿」をご覧ください。

読み上げさせていただきます、ご紹介させていただきます。

資料No.1

奈良地方最低賃金審議会 運営小委員会委員名簿

公益委員

伊東 眞一 (いとう しんいち)
下山 朗 (しもやま あきら)
福井 麻起子 (ふくい まきこ)

労働者代表

河本 章吾 (かわもと しょうご)
北尾 亮 (きたお りょう)
松田 拓実 (まつだ たくみ)

使用者代表

上村 賢司 (うえむら けんじ)
当麻 和重 (とうま かずしげ)
西田 雅彦 (にしだ まさひこ)

以上です。委員の皆様、よろしく願いいたします。

それでは議事に先立ちまして、奈良労働局労働基準部長の高木（たかぎ）からご挨拶を申し上げます。

【高木労働基準部長】

皆様大変お疲れ様でございます。奈良労働局労働基準部長の高木でございます。

委員の皆様方には、ご多用のところ、奈良地方最低賃金審議会「運営小委員会」にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、このたびは「運営小委員会」の委員へのご就任をお引き受けいただきまして、ありがとうございます。

皆様もご存知のとおり、奈良県の特定最低賃金につきましては、4つの産業につきまして定められておりまして、今回、その内の3つの産業につきまして、過日、奈良労働局長あてに金額改正の申出がございました。それを受けまして8月7日に開催しました審議会の本審におきまして、奈良労働局長から特定最低賃金改正決定の必要性の有無について、諮問をさせていただいたところでございます。

委員の皆様には、奈良県の様々な実情をご勘案いただきまして、ご審議をいただきますようお願いを申し上げます。簡単ではございますが、運営小委員会の開催に当たりまして私のご挨拶とさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

【箸方賃金室長】

それでは、

議題（1）「運営小委員会委員長及び委員長代理の選出について」

に入らせていただきます。

運営小委員会の委員長及び委員長代理の選出につきましては、運営規程第3条の定めるところにより、「公益を代表する委員のうちから選出する」こととなっております。ご意見がありましたら、お伺いしたいと思います。

（ 意見がないことを確認 ）

特にご意見がないようでしたら、事務局からの提案といたしまして、例年、委員長には、本審の会長がご就任いただいておりますので、伊東委員に、そして、委員長代理には、本審の会長代理である下山委員をお願いしてはと考えておりますが、委員の皆様、いかがでしょうか。

（ 異議がないことを確認 ）

それでは、伊東（いとう）委員、下山（しもやま）委員、お願いしてもよろしいでしょう

か。

【伊東委員】

はい、委員長をお引き受けいたします。

【下山委員】

委員長代理をお引き受けいたします。

【箸方貸金室長】

それでは、委員長は伊東委員に、委員長代理は下山委員にお願いすることといたします。

それでは、伊東委員長、以後の議事進行をよろしくお願いいたします。

【伊東委員長】

委員長を務めることになりました伊東です。皆様のご協力のもと、運営小委員会の議事運営を円滑に進めてまいりたいと思いますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

それでは、さっそくですが議事を進行いたします。

議題（２）「運営小委員会の運営規程等について」

の審議に入ります。

事務局から説明をお願いいたします。

【箸方貸金室長】

それでは、「運営規程」と「傍聴規程」についてご説明します。

まず、運営規程の説明です。２頁の資料ナンバー２「運営小委員会 運営規程」をご覧ください。

各労働局では、地方最低賃金審議会運営規程を作成し、審議会を運営しておりますが、運営小委員会も同様に、運営規程を作成し、運営しております。

内容につきましては、昨年度と同様であり、変更点はございません。

引き続きまして、４頁の資料ナンバー３「運営小委員会 傍聴規程」をご覧ください。これは、本運営小委員会を公開するにあたりまして、その際に必要な事項を定めたものでございます。内容につきましては、昨年度と同様であり、変更点はございません。

以上でございます。

【伊東委員長】

ありがとうございました。それでは、事務局からの説明に対し、ご意見、ご質問はございますでしょうか。

(意見、質問がないことを確認)

ご意見、ご質問がないようですので、現行の「運営規程」「傍聴規程」は、本年度も変更することなく、そのまま運用することといたします。

それでは、続きまして、

議題(3)「特定最低賃金改正決定の必要性の有無について」の審議に入ります。事務局から説明をお願いいたします。

【箸方賃金室長】

それでは、ご説明します。

令和5年8月7日に開催されました第505回奈良地方最低賃金審議会におきまして、奈良労働局長から伊東眞一会長に対し、「奈良県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)」をもちまして「諮問」したところでございます。

諮問文につきましては、資料5頁の資料ナンバー4「奈良県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)」としてお付けしておりますので、ご覧ください。

なお、読み上げることは省略させていただきます。以上でございます。

【伊東委員長】

それでは、これより「改正決定の必要性の有無」について審議を進めてまいりますが、ここからの審議に関し、審議内容の「公開」「非公開」について、委員の皆様にご諮りたいと思っております。

運営規程第7条では、原則として「公開」となっておりますが、同条但し書きにおいて「公開することにより委員の率直な意見交換が損なわれるおそれがある場合」は、委員長の判断により、「非公開」とすることができる、とされています。

運営小委員会では、例年、委員の率直な意見交換ができることを優先し、運営規程第7条但し書きを適用し、ここからの審議を「非公開」として取り扱っておりますが、第1回目の本審においてご審議いただきましたとおり、公労使3者が集まっている議論の部分については「公開」とし、公労・公使の2者による個別審議のみ「非公開」としたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(異議がないことを確認)

【伊東委員長】

それでは、運営規程の第8条第1項に基づきまして、本日の議事録の署名人を指名します。署名人は、私のほかに

労働者側は、北尾 委員 よろしく願いいたします。

使用者側は、上村 委員 よろしくお願ひいたします。

それでは、「改正決定の必要性の有無」について審議を続けます。

特定最低賃金の改正について、お手元の6頁の資料ナンバー5にありますとおり、3つの産業について、改正の申出書が提出されております。委員の皆様には、3つの特定最低賃金の「改正決定の必要性の有無」についてご審議をお願いいたします。

審議の進め方ですが、先ず労働者側委員の代表の方に、申出に關しまして補足説明がございましたら述べていただきます。参考人をお呼びのようですので、参考人の立場・お名前をご紹介の上で、1つの特定最低賃金に關し、5分程度で発言をお願いいたします。

次に、使用者側委員の皆さんから、特定最低賃金改正決定の必要性の有無について、ご意見をお伺ひします。参考人をお呼びのようですので、参考人の立場・お名前をご紹介の上で、1つの特定最低賃金に關し、5分程度で発言してください。

と、いう形で審議を行いたいと思いますが、いかがでございましょうか。

(異議がないことを確認)

それでは、ただ今申し上げた順序でお願いいたします。

まず、労働者側委員のみなさん、申出に關しまして、何か補足説明はございますでしょうか。

【松田委員】

労働者側委員の松田より申し上げさせていただきます。着座にて説明させていただきます。

資料5にありますように4月24日付で3業種の申し出を提出させていただいておりました。労働者側として詳しく説明させていただくために資料を用意していたのですが、添付の漏れがあったようでして、口頭にて私の方から意見を述べさせていただきたいと思ひます。

私の方からは3点述べさせていただきたいと思ひます。

1点目が特定最低賃金に期待される機能と役割について。2点目が特定最低賃金の近畿エリアの申出業種に關する今の状況、3点目に關して奈良県内の県外就業率について述べさせていただきます。

1点目の期待される機能と役割についてです。この機能と役割については労働条件の向上と公正競争の確保、労使交渉の補完・代替、健全な労使関係の構築、とこの4点が挙げられます。1点目の労働条件の向上に關しては、労働条件の向上自体が最低賃金制度全体の目的でありまして、賃金を含む労働条件は産業によって大きく異なっているのが実態であります。このことから産業ごとに賃金実態を踏まえた審議により、ふさわしい最低賃金水準を決定することが期待されています。

2点目の公正競争の確保についてです。賃金の不当な切り下げの防止によって達成されるべき公正競争の確保も最低賃金制度全体の目的であります。最低賃金を上回る水準で特定最低賃金を設定することにより、より高いレベルでの公正競争を確保することが期待されます。

実際、価格転嫁を進めていく中におきましても、やはり賃金を不当に切り下げたような企業がありますと、実際、価格転嫁を進めるにあたって、なかなか賃金相場というのは上昇しない状況にもなりますので、こういった公正競争の確保というものはしっかり進めていく必要があると考えております。

続いて、労使交渉の補完、代替、という点です。本来、労働条件は労働者と使用者が対等な立場において決定すべきものでありまして、日本の現状においては労働組合組織率が2割を切る状況で、8割以上の労働者は自らの労働条件に関与できておりません。設定や申請、金額決定に労使の関係者が入り、特定最低賃金を決定するということは企業別の労使交渉の補完、代替機能の役割を担っているということになっております。

今年の春闘におきましても3.58%の引き上げがあったというところもありますし、そういったところを労使関係、労使での決定ができない企業にも波及させていく必要があるということです。

健全な労使関係の構築についてです。こういった場で当該産業労使が積極的にかかわることにより、健全な労使関係の構築に大きく貢献しているということになります。

続きまして、特定最低賃金申出業種の状況についてです、まず近畿エリアを見渡してみますと、同じ業種において939円以上の時間額の業種ばかりとなっております、奈良県内の特定最低賃金額を大きく上回る時間額となっております。奈良県内の主要産業で3業種の金額改正について議論されない状況となると、近畿エリアにおきましての格差がさらに拡大し、奈良県内に優秀な人材が集まらず、県外に流出してしまいます。将来、奈良県内の産業・経済の発展を見据えると、働き方改革とともに計画的な議論を行う必要があります。

続きまして申出業種の特定最低賃金、企業内最賃の状況です。電気機械におきましては申出書にもありますが、最も低い協定の金額で1,126円となっております、現在最低賃金が適用されておりますので896円というところで、かなり企業内最賃と差があるという状況となっております。一般機械におきましても最も低い労働協約の金額が988円と現在適用されている最低賃金額が905円とこちらも大きく差が開いております。自動車小売業も同様に948円に対して896円というような数字となっております。

今年度の春闘におきましては企業内最賃の引き上げも進んでおりまして、全産業の3業種におきまして2%以上の引き上げが行われるような結果となっております。企業内最賃が上昇していく中で、労使関係がない当該産業の基幹的労働者にもこういった上昇を波及させていく必要があると考えております。

続きまして申出業種について少し触れていきたいと思っております。電気機械についてです。電気機械の方では、電機産業の社会のデジタル化に対する期待が高まっておりまして、また、

第4次産業革命といわれる IOT やビッグデータ、ロボット、AI などの急速な発展を受け、電機産業の持つ高品質なモノづくり技術や情報産業技術の強みを生かし、新たな価値を生み出していくことが期待されています。このように経済成長、社会の貢献と新たな雇用創出に寄与することが期待される電機産業の継続的な発展を伝える優秀な人材の確保の面からも特定最低賃金の金額改正が必要です。

続きまして一般機械についてです。奈良県内では伝統的な地場産業である繊維製品に関連した機械の製造に起源をもつ企業が多く、古くからの技術が蓄積されており、また、オーダーメイドによる単品生産が多く、部材、部品の納品企業や需要側との綿密なすり合わせが必要となることからこの経験値は大きな競争力となっています。一般機械産業は雇用者数、生産出荷額、付加価値額ともに奈良県でも上位に来ており、奈良県下の製造業の中では高い構成比率となっています。奈良県の産業を牽引している重要な産業の一つであることは明白であり、一般機械産業の発展は奈良県の発展繁栄に直結しております。

続きまして自動車小売です。自動車業界については百年に一度の大変革期と言われており、自動車のデジタル化、自動運転に伴う高度な整備技術を持った人材が必要不可欠であります。従来からは想像もできないくらい高機能になっており、自動車の特性、特徴を消費者に分かりやすく説明する必要も出てきており、これらにも高い技術が求められています。これら技術を持った人材の確保は業界としても奈良県としても必要不可欠であり、近隣府県に流出するわけにはいかないと考えております。

最後に奈良県の県内就職率についてです。奈良県の県内就職率は66.5%で全国42位となっております。奈良県内の主要産業である3業種の賃金の底上げを図り、事業を行う上で重要な人材確保を進めないと奈良県内の経済成長は見込めないのでは、と考えます。将来の奈良県内の産業、経済の発展を見据えると、働き方改革とともに計画的な議論を行い、産業実態を熟知した当該産業労使が参加する中で議論を進めることが重要ではないかというふうに考えております。

以上、私の方からの主張とさせていただきます。引き続きよろしく申し上げます。

【電機連合 奈良地方協議会議長・田中篤史氏】

電機連合・奈良地方協議会で議長を務めております田中と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。着座にて説明させていただきます。

私からは電気機械器具製造業における特定最低賃金の金額改正の必要性について発言をいたします。時間の関係上、ポイントに絞ってのご説明となりますことをご容赦賜りたいと思います。口頭の説明で不足する分につきましてはお手元の資料でお見取りをいただければと思います。では本題に入ってまいりたいと思います。

以降5つの視点で大きく整理をしておりますのでご説明をいたします。

まず、「特定最低賃金の目的・効果」についてです。特定最低賃金は都道府県ごとに適用されます地域別最低賃金とは異なり年齢や業務を特定した当該産業の基幹的労働者の最低

賃金であり、相対的に高い水準を確保することが不可欠であります。また、正規、非正規の労働者間での不合理な待遇差の解消にあたり、関係諸方の付帯決議において特定最低賃金の仕組みが一定の機能を果たしていることに言及がされておりますし、その役割が一層重要になってくると考えております。

次に日本における電機産業の位置づけについてでございます。電機産業の従業員は全国平均で製造業の約15%を占めるなど、生産額でも47都道府県の約3割を占めており、まさに我が国の主要産業といえます。一方で大手企業から中小・零細企業に至るすそ野の広い産業構造であるため、事業の公正競争確保を図るうえで法定電機最低賃金の設定と適正水準への改善が不可欠となっております。

また、社会のデジタル化、脱炭素化への期待や第4次産業革命と呼ばれる様々な技術の急速な発展を受け、電機産業としては今後の社会動向を見極めながら高品質なものづくり技術や情報産業技術などの強みを活かし、新たな価値を生み出していくことが期待されております。よって今後の未来ある電機産業を持続的に支える優秀人材の確保の面からも金額改正の取り組みが必要であると考えます。

次に電機産業の付加価値と雇用者報酬についてです。マクロベースの労働時間あたりの付加価値は全産業と比べ約60%、製造業と比べ約40%上回っております。雇用者報酬額でもそれぞれ上回っている状況でございます。一方で法定電機最低賃金は他の金属産業と比べて相対的に低い実態となっております。そんな前提において電機産業として我々電機連合の2023年闘争の結果や申出に合意した組織労働者の賃金水準を準拠指標としつつ、実態を踏まえた改善が必要であると考えます。水準の目安としては産業別最低賃金を高卒初任給の水準に準拠することを目的に、具体的には2023年闘争の結果に基づく173,500円を時間あたり換算した1,124円を準拠基準とし、これに向けた計画的な改善取り組みが必要と考えます。また、全県で基幹的労働者の入口賃金としてふさわしい水準を確保することや、隣県格差の縮小も必要と考えます。

次に奈良県における電気機械産業について、でございます。奈良県における1事業所当たりの製造品等出荷額を産業別にみますと、上位3産業は加工組立型が占めており、県内の基幹産業といえます。また、従業者一人当たりの製造品等出荷額でも上位4産業中3産業を占めている点からも、電気機械器具製造業の重要性を見て取ることができます。一方で、全国における奈良県の状況を見れば、事業所数や製造品等出荷額など、また、高卒就職者の県内就業率も全国平均を大きく下回る状況にあり、産業の持続的発展と良質な雇用創出が奈良県の課題であるという認識でございます。

最後に中小企業支援などについての動向でございます。経団連の「経労委報告」において、中小企業における賃金引き上げについての一定の考え方が示されているほか、サプライチェーン全体での「取引適正化」と「付加価値向上」に向けた自主行動計画の中でも具体的な取り組みについて言及をされております。特に労務費の転嫁状況につきましては転嫁のあり方について政府が年内に指針をまとめることも示されております。現状ということでは

中小企業庁発表の調査結果から価格転嫁について当該産業で一定の進捗があるとの認識でございまして、また大企業と中小企業がともに成長できる持続的な関係構築に向けたパートナーシップ構築宣言では、金属産業の登録数が昨年から倍増しており、そういった機運も高まっていると認識をしております。加えて中小企業の賃上げ実現に向けては各種補助金などの支援について一層強化していくことも閣議決定されているところでございます。以上が電気機械産業の特定最低賃金の金額改正必要性についての発言とさせていただきます。ありがとうございました。

【JAM 大阪 奈良地区協議会議長 松井敦氏】

一般機械の産業別最低賃金の意見を述べさせていただきます JAM の松井です。よろしくお願いたします。着座にて述べさせていただきます。

まず、一般機械器具製造業は奈良県の産業構造において極めて重要な位置を占めています。それは、事業所数で10.4%、従業員数で15.6%、出荷額で18.0%、付加価値額では17.5%、これは2022年経済構造実態調査、を占め、これらは奈良県下の製造業の中で高い構成比率となっています。このため、一般機械器具製造業の産業的発展は奈良県の発展、繁栄に直結しています。

そして6月に公表されました財務省近畿財務局奈良財務事務所による「法人企業景気予測調査」によれば、企業の景況は全産業では上昇超となっており、企業別でも大企業、中堅企業、中小企業いずれも上昇超となっています。先行きにおいては全産業で見ると令和5年7-9月期は下降超に転じる見通し、令和5年10-12月期は上昇超に転じる見通しとなっています。

雇用については令和5年6月末時点の従業員数判断では全産業は不足気味超となっています。製造業では、食料品、生産用機械などが不足気味超となっていることから全体では不足気味超となっています。先行きについては全産業で見ると令和5年9月末、12月末いずれも不足気味超で推移する見通しとなっています。これは賃金の差によって魅力が損なわれ、奈良県で働きたくても、賃金の差によって働きたいとは思えない状況になっていると分析します。

他府県の特定最賃と比較してみると、兵庫県の特定最賃は993円、滋賀では978円、大阪1028円に対し、奈良県の特定最賃は905円となっていることから、奈良県企業は採用を求めても、労働者はより賃金の高い他府県へ働く場を求めるといふ需給ギャップが起こる大きな要因となっていると考えます。奈良県の県外就職率を見ても27.3%となっており、全国で3番目に高い地域となっていることから窺えます。労働力確保の観点に立ち、特定最賃の大幅な引き上げが必要です。

次に企業内最低賃金に準拠した水準への接近です。これについては大幅な改善が必要であることは言うまでもなく、その役割自体を果たすのが、まさしく特定最低賃金審議会であり、労使が十分認識しておく必要があると考えます。提出させていただいた申出書にも記載

されているとおり、奈良県内の最も低い労働協約の金額は988円であり、これも大きな乖離となっています。

例年提起させていただいていますが、産業別最低賃金の考え方を整理しておきたいと考えます。産業別最低賃金は関係労使が労働条件向上、または事業の公正競争確保の観点から地域別最低賃金より高い金額水準に設定すべきであると方向性を明らかにしています。役割・機能としては当該産業の労働条件の向上とされており、はん用機械器具・生産用機械器具・業務用機械器具製造業という業種は大手から中小零細企業まであり、企業間格差が顕著に表れやすい構造となっています。このような状況の中、労働者の賃金のミニマム基準を審議する、即ち引き上げることによる格差の改善が、事業の公正競争に寄与することになると考えます。

一方で最低賃金制度は働く者の暮らしを守る制度であります。企業にとっても雇用する従業員はステークホルダーのひとつであり、社会的責任を果たすという側面も持ち合わせていますし、先ほど述べましたが、人材確保の観点からも避けて通れない議論です。ぜひとも大局的な視点で公明正大な議論と審議が行われることを求めます。

これらのことから、奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金を現行905円から引き上げる必要があり、審議の必要性があることを述べさせていただきました。以上、よろしく申し上げます。

【自動車総連 奈良地方協議会 議長 鳥尾将人氏】

自動車（総連）の地協で議長をさせていただいております鳥尾といいます。今から説明をさせていただきます。着座にて説明させていただきます。

お手元の資料の全体の景況感のところなのですが、政府は7月の月例経済報告の中で、日本経済の基調判断を緩やかに回復しているとしている、としています。先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあり、緩やかな回復が続くことが期待されています。ただし、世界的な金融引き締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しリスクとなっている、また物価上昇、金融資本市場変動等の影響に十分注意する必要があります、としています。

第172回中小企業景況調査では、2023年4－6月期の全産業の業況判断は2.9ポイント増となっており、2期連続で上昇しています。

自動車産業の収益状況になります。製造9社における2022年企業業績は、増収増益が7社、増収減益が2社となっております。2022年度の営業利益は前年同期比プラス8.3%の5兆3704億円でありました。なお2023年度通期予想は半導体の供給制約も落ち着くとみられ、生産台数が回復する見込みとなっています。一方、世界的なインフレによる原材料価格やエネルギー価格の高騰等が先行き不透明感を色濃くしています。

部品企業90社の2022年度営業利益は、前年同月比プラス30.0%の1兆9106億円だった。2023年度通期予想は、各メーカーの増産計画等により増収増益を見込んで

いる企業が多数あるものの、引き続き半導体不足による生産調整は続くことが予想されることから注視が必要であるととらえています。加えてエネルギー価格や原材料費の高騰など生産コストが上昇していることから、コスト上昇分を適正に価格転嫁するなどの対応が必要であるととらえております。

自動車産業の販売状況になります。2022年度の四輪車販売は422万台、前年比マイナス5.6%となっております。その内訳は、登録車が222万台、軽自動車122万台、トラック・バスが75万台となっております。2023年6月の販売台数は39万台となり、このうち登録車は23万台、軽自動車は11万台、トラック・バスが5万台となっております。前年比に対してそれぞれ上がっております。

2023年春季生活闘争における企業内最低賃金の結果でございます。企業内最低賃金協定については、現時点における平均締結額は170,974円と、前年の165,273円から大幅に引き上がった。これを時給に換算すると1055円になります。

産業の人材確保・流失防止の観点からになりますが、自動車産業においても人材の確保・流出防止が喫緊の課題となっていることから、産業の生み出している付加価値、または仕事の質・内容に相応しい水準の特定最低賃金を確立しなければならない。アルバイトなどの募集賃金に代表される地域別最低賃金と同程度の水準では、自動車の販売・サービス、自動車整備等といった高付加価値業務を担う人材の確保もままならず、将来にわたる自動車産業の競争力の源泉を失いかねないととらえております。実際、現場では整備士の高齢化等も進んでおります。若年者の定着も難しいという状態でありますので、この辺は喫緊の課題かな、ととらえております。

次に価格転嫁の観点です。使用者側の主張、とりわけ、中小企業への影響の観点で、労務費の上昇や部品調達価格の高騰を価格に転嫁できないことを理由に特定最低賃金の引き上げに反対する主張があります。しかしながら、自動車関係の経営者団体では、サプライチェーン全体での取引適正化と付加価値向上に向けた自主行動計画の中で、「人手不足や最低賃金の引き上げがあれば、その影響を加味し、十分協議したうえで取引対価を決定する」「価格決定は最低賃金の引上げを反映した適切な労務費用、適切な配送費用を反映する」等、最低賃金の引き上げを取引価格に反映することを経営者団体自らが明言しており、その実践が重要である。奈良県においても労使共通認識であると考えておりまして、実際に上記のような観点を会社方針に落とし込んでいる企業もございます。

次に企業内最低賃金協定の締結水準の観点です。特定最低賃金は関係労使のイニシアティブにより設定するという2008年の最低賃金法改正の趣旨からも、自動車産業における個別労使の交渉結果として締結された企業内最低賃金協定はより尊重されるべきである。2023年総合生活改善の取り組みの結果、現時点においては、全体の8割の単組において企業内最低賃金協定を締結し、平均締結額は前年を上回る170,974円となっております。これは先ほど申しました時給に換算しますと1055円に相当します。

一方、未組織労働者を含め、自動車産業で働く労働者に適用全体される特定最低賃金の水

準は依然と800円中盤から900円台中盤に留まっており、企業内最低賃金協定の締結水準と比べて乖離が厳然と存在します。こうした状況を踏まえると、企業内最低賃金協定の締結水準を尊重した特定最低賃金の引き上げは必要不可欠ととらえております。

組織労働者の賃上げや企業内最低賃金協定の結果を踏まえ、労使交渉の手段を持たない未組織労働者・非正規雇用で働く仲間に対しても、特定最低賃金の枠組みを通じて、2023年の総合生活改善の取り組み結果を広く波及させることで、産業全体の労働条件の底上げ・格差是正につなげていく必要があるととらえております。

以上、自動車の説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

【伊東委員長】

労働者側の意見は以上でよろしいでしょうか。

それでは、続きまして、使用者側委員のみなさん、特定最低賃金改正決定の必要性の有無につきまして、ご意見、ご質問をお願いいたします。

【上村委員】

失礼いたします。使用者側を代表しまして、私、上村の方から特定最賃に関します使用者側の意見を述べさせていただきたいと思っております。

特定最賃につきましましては従来から使用者側は屋上屋を重ねるものとして、必要はないという立場で主張させていただいております。と、申しますのは、成立したのが平成のはじめということで、今から35年ほど前の、今とは明らかに社会・経済・産業構造が違う中での設立された制度ございまして、私も理解をいたしましてその当時は使用者側もそれなりの思いを持って設置されたことは想像ができるのですが、今申し上げましたように、時代が経ちまして、社会構造、産業構造が変わってくる中で、3業種の位置づけも大きく変わってきているところでございます。そういった中で他の産業業種ではないところが取り上げられているというこの構造につきましましては必要がないのではないか、というのが論拠でございます。と、申しますのは、まだまだ日本のものづくり産業が華やかかりし頃に出来上がったところであるかと思っておりますけれども、今、お手元にお配りしましたように、奈良県における鉱工業指数の表でございます。該当する電機・機械等々の鉱工業におきましては、これの隆盛が地域の購買力、地域の活力につながりまして、それが自動車販売のエネルギーにもなるということで、まず鉱工業の位置づけがすべてに影響してくるというところで資料としてつけさせていただいております。こちらは地賃の場でもご説明させていただきましたように、全国、近畿から後れを取っているのが奈良県の実情でございます。

そしてページをめくっていただきまして、下の方にあるところが、今、議題に上っております電機と機械の生産指数の位置づけでございます。電機が黒い線で仮の方、そして機械生産はん用予想というような表にはなっておりますけれども、ところがおおよそ先ほど申し上げました奈良県の鉱工業指数のところに近い数字になっているところでございます。グ

ラフだけでは読み取れないところ、ページをめくりまして紐解いた表でございます。左側のところが季節調整済指数を用いました過去ほぼ4年分の生産指数でございます。2001年の2月の91%を境にしてずっと奈良県の鉱工業指数は80%台という形で、統計が改定された100の時代から比べても低位が続いているというところで産業構造の弱さのところがあるかなというふうに思います。それを踏まえながら該当の業種で整理いたしますと、総合での指数に対して電機の指数がその横に、そして、生産用機械はん用機械輸送用機械そして機械をまとめた表というところを参考にした量でございます。黒く塗りつぶしているところが、今申し上げました各時期の奈良県の鉱工業の指数よりも上回っているところでございます。それと比較しまして産業の位置づけを付加価値の面、そして生産への鉱工業の指数としての寄与の面を考えました時に電機は真っ白でございます。はん用機械は少しプラスになっておりますけれども、生産用機械は真っ白、輸送用機械工業もほぼ真っ白、そして、平均化しました一般機械におきましてもほとんど真っ白ということで、生産の中で鉱工業への寄与が平均にも満たしていないというところで、ご説明にもありましたが、産業構造が変わってきているというところで、それ以外の業種、産業の方が指数の上でプラスになっているところがある中で、当該の電機・機械についての状況はこういったところだということでございます。そしてこういった奈良県内の経済の状況が自動車販売にも関わるということで、表をつけておりますが、自動車販売の台数の推移でございます。こちらでも毎年つけさせていただいておりますけれども、上段に2018年からの販売台数が記載されておりますが、2019年の45,000台から20年には40,000台、21年には37,000台というかたちで年々減ってきております。先ほどありましたが、該当するのは自動車販売でありまして、自動車産業のことではございません。自動車販売につきましては奈良の地でいかに販売をしていくかというところで、海外に車を売って儲ける自動車産業とは全く関係しないところかなのように思っているところを申し伝えたいと思います。その表にありますように生産が滞ることにより販売ができずに苦しいところであるというところがあるかなと思っております。こういった自動車の状況になりまして車を離れ、人口減少からひいては該当する中古車の市場、そして伴って用品販売のところへというところで波及的に厳しい状況になっているかなと思っております。

先ほど申し上げましたように出来上がった時との産業構造、車が一人一台の時代から車離れ、人口減少による生産減というような環境の変わる中で、電機、機械、自動車の3つの業種が他の業種においても取り込まれていないようなところが特定として位置づけされているということは本当に屋上屋を重ねるものかなというように思っております。地賃におきましても今年は40円上がりまして936円というような形で非常に上がってきております。そういった金額の上昇も踏まえながら、今改めましてこの3つの業種が特別視していくことはおかしいと思っておりますし、ましてや特定で金額が上がることとなれば更なる上昇となることにおきまして厳しい状況だというように考えております。また、先ほどもありましたが、コスト上昇のところも踏まえまして電機、機械、そしてそれを受けて自動車と

いうところでの厳しさというところはまた後ほど議論になると思いますが、原材料の高騰、エネルギー費の高騰、そのあたりのところが丸々認められるわけではなく、材料の高騰に経営的に厳しいところがございます。そういったところを踏まえながら特定最賃の更なる上昇というのは企業経営を圧迫するものということで必要ではないかなというところが使用者側の考えているところがございます。ひとつひとつの業種の内容につきましては、この後、各業種から補足のご意見をいただきたいと思います。使用者側を代表して私の発言はこれにて終了したいと思います。どうもありがとうございました。

【三和ゴム株式会社 代表取締役 太田嗣郎氏】

私は奈良県大手家電メーカーの部品をつくる下請け中小企業事業主でございます。私は電機等特定最低賃金につきまして使用者側を代表してお話させていただきます。

電機業界はかつて奈良県においては大きなウエイトを占めておりましたが、その後、中国や東南アジア諸国との競合が激しく、海外現地生産が進む中、国内生産が減少し、空洞化が進んでいます。国内生産が著しく減少する中、受注の減少や小ロット化によるコストアップや国際化の影響からアジア価格に合わせたものづくりを求められております。その中でここ数年、原材料、エネルギー、人件費の大幅な上昇していることで経営コストは大幅に上昇しているところがございます。特に奈良県は下請け企業が非常に多く、価格決定権が非常に狭く、お客様からの値段に合わせていくことが重要でございます。そのため原材料の高騰は経営コストに直結します。ただ、最近では原材料の上昇分は徐々に認められつつありますがすべてではありません。しかし、電気代やガソリン代、副資材費、人件費の上昇分は認めてもらえることはほとんどありません。コスト上昇が価格転嫁できない中で経営コストの増大は耐えられない領域まで及び、危機的な経営状態になっております。また逆に価格転嫁できない中であるにもかかわらず、大手取引先様から毎年、定率でコスト削減の要請が常態化しております。このような厳しい状態をしっかりと認識していただきたいと思います。そしてまた、さらにはコロナ禍に行われた、いわゆるゼロゼロ融資の返済も始まっており、コスト上昇の他に返済も重なるので事業継続が難しく、今後倒産する企業も増加する可能性が高いと考えております。電機業界といたしましては新型コロナウイルス感染拡大の影響によりまして、巣ごもり需要も一周し、海外需要を先食いした形で最近では需要が低迷し生産は落ち込んでおり、厳しい事情が進んでおります。

このような状況の中、特定最賃に関しては奈良県最低賃金と区別する必要性は乏しいと考えております。同じような就労内容で同じような職種であるにもかかわらず、業種によって最低賃金の差異を生じる状況はおかしいと考えております。特に年々最低賃金が大幅に引き上げられ、本年度は40円引き上げられ936円となりました。936円と高くなった地域最低賃金がさらに特定最低賃金を引き上げた場合には人件費の負担の吸収が困難なため、雇用の減少、縮小を生むこととなります。したがってこれら現状を踏まえまして特定最低賃金改正の必要性はないと考えます。よろしく願いいたします。

【シバタ製針株式会社 代表取締役 柴田健司氏】

柴田製針代表取締役の柴田と申します。機械製造業に関して少し意見を述べさせていただきます。失礼します。

機械製造業におきましても、今、電機産業について意見を述べられたとおり、ほぼ同様の状況でございます。私からの意見は重複する点が多いので、ある程度かいつまんでお話させていただきます。

特にまず言及したいのはコスト上昇分の転嫁についてでございます。私ども製造しております製品は国内で競合他社が存在しない独占供給をしている製品であります。にもかかわらず、特に大企業においてコスト上昇分の転嫁を満額認めていただけない会社が多数存在いたします。当社としてもコスト上昇分をまるまる転嫁をお願いするのではなく、詳しく資料を添付したうえで、その一部を負担していただきたいとお願いし、しかも当社が供給をやめれば立ちどころに取引先の生産が停止してしまうような製品にもかかわらず、満額での価格転嫁が認められないような企業が多数存在いたします。独占供給している製品に関してこのような状況でありますから、一般的な中小零細、あるいは下請け企業が置かれている状況は推して知るべしというか、いかに値上げを認めていただくことが困難であるかということの証左であるというふうに思います。

また、景気が上向いているというふうの一部報道がありますし、上場企業の3割が最高益を更新しているという報道もありますが、一方でゼロゼロ融資の返済が始まったことに伴い、企業倒産の件数が徐々に増加に転じております。2023年上半期の倒産件数は5年ぶりに4,000件を超えて、製造業においても14年ぶりに前年同期を上回っております。利益が出ない中、多額の、いわゆる緩い条件で融資を受けたコロナゼロゼロ融資の返済というのは、今後、中小零細企業に大きな負担をかけてくるものと言わざるを得ません。

また、奈良県、あるいは奈良県に限らず国内の製造業は、欧米あるいは東南アジア、発展途上国と厳しい競合関係にあります。その中でかつて特定最賃が担ってきた公正な競争条件の確保という目的は国外、海外との企業との競争という意味で、もはやその機能を失っていると言わざるを得ません。国内だけで競争条件を公平にしようとしても海外の企業との競争、あるいは海外の労働者との競争ということを考えれば、もはや特定最賃がかつての機能を発揮するとは到底思えません。

以上のような観点から特定最賃のさらなる改定というのは、もはや中小零細にとって耐えがたいものになるというふうに思います。政府あるいは岸田首相は価格転嫁を進めて、物価上昇分をあるいはコスト上昇分を価格転嫁して、それを賃金上昇につなげていくというようなことをおっしゃっておりますけれども、中長期的に見れば、生産性の向上なくして持続的に賃金の上昇を見ることは到底不可能であります。価格転嫁をすれば当然それは物価上昇につながり、それをさらにまた上回る賃金の上昇というのは、到底続けていくことはできません。このような観点から、あくまで私の方は特定最賃の改定の必要性はないというふうに考えるということをお断りしたいと思います。以上です。

【株式会社スズキ自販奈良 神谷泰彦氏】

私の方からは自動車を代表いたしまして意見を述べさせていただきます。着座をさせていただきます。スズキ自販奈良の神谷と申します。よろしくお願いいたします。

自動車を代表してということですが、私の方としましては自動車の販売業ということの現状をお話しさせていただきたいと思っています。皆様もご存じのとおり昨年まで新型コロナや半導体の供給不足によつての生産遅延、そして納期の長期化ということで自動車販売業にとつても売上げ不足ということが深刻な悩みでございました。今期に入りまして徐々に供給の方も回復にはなつてきてはおりますが、納期の短縮も行われてきておるのですが、具体的な数字を申し上げますと、6月の全国の数字なのですけれども、軽自動車で前年同月比で行けば2%増、10か月連続の前年プラスということですが、4年前のちょうど2019年の同月と比べますと83%で17%減、ということ。登録車の方はどうかと申しますと前年同月比で31.5%増、これも6か月連続の前年越えとはなつておりますが、2019年6月と比べますと89.5、マイナスの10.5ということで、前年を超えるのは悪かつたからということ。4年前のコロナ前の水準には未だ戻つていないということが全国の販売の状況ということでございます。

先ほども申し上げましたように納期短縮等々で生産が回復になつてきたのですが、この4月からを見ますと食価高騰、車だけではなくいろんなものが値上がりしたために消費者マインドがかなり低下してきております。それと同時にコロナの第5波（第5類）となりまして、行動範囲が広がつたりとか、いろんな面で旅行だとか活動範囲が広がつたことによつての出費も増えてきたとか、こういったことによつての消費が低下してきているのではないかなと思つますし、それに加えて製造にあつての原材料価格の高騰によつての価格高騰ですね、当社の場合でも同じなのですけども、仕様はほとんど変わつていないのですが、マイナーチェンジ、安全性向上のための法規改正というものを機にですね、仕様は変わらないのだけれど軽自動車では6万円から7万円のアップ、登録車でいけば12万から13万円の価格が同じ仕様であつても上がつてきているということになります。ですから生産が元に戻つつつあつても、いろんなアイテムの高騰によつてやはり新たな受注が入つてこない、市場の低迷を招いているということが言えるのではないかなと思つています。

加えて電気、ガス、ガソリン代、消耗品等の高騰が我々の販売会社の収益も圧迫しているということもいえるのではないかなと思つています。それと次に新車が売れなければ用品、ナビだとかいろんな装飾や取り付ける部品が売れないです。長期化しているために新車が売れなくて、乗り換えが減少して車検が増えるのではないかなと言われておりますけれども、やはり料金を含んでの代替単価が全然違いますから、車検が増えても売上げの大きな伸びにはなりません。詰めて言えば利益の大幅減ということにつながつてきていると思つています。それと供給遅れによつて新車の納期が遅れるから、即、乗れるという中古車に流れるケースが多くなります。そうすると新車の売上げが減少するということもありますけれど、逆に言いますと中古車市場の弾がなくなつてくる、そうすると中古車の値段がどんどん上がつて

いく、お客様は高い車を買わなければいけないことになるのですが、逆に今ここにきて生産が上向いてくると下取りが増えてきて、中古車市場が弾が供給されてくると急に値段がドンと下がってしまうということが起きます。ですから去年の秋から年末にかけてが一番中古車の市場が上がりました。その時に商談した車が供給されていくと、今年の春になってから車を納めて、下取りも入ってくる、そうすると値段がドンと下がってしまっただけで中古車の相場が下がってしまっているために大きな損金が発生すると。こんなことも新車供給のことからいろいろ波及してイレギュラーなことがさらに多方面に想定外のところに起こってくる、それがすべてプラスではなくてマイナスになるケースが多い、というのが現状であります。なかなか自動車販売業界は生産が戻ってきているのですが、厳しい状況であるのは間違いないことですね。

今後に関して申し上げますと、EVは、今後、各社とも発売してきます。当社は今年度から商用のEVを発売ということになっておりますので、拠点の中でも急速充電機だとかですね、こういった拠点整備とか整備機械に対する充実を図るための設備投資が増えてきます。それと2024年の物流問題、トラック業界の問題で新車を運ぶ量が半減いたしますが、一台当たりの輸送費がアップするということが来年から起こってくるのが予想されております。それと人材不足はどの業界も同じなのかもしれませんが、整備士をはじめ新卒人材を確保するのが難しくなっております。当社も今年度から外国人の整備士を雇用することになりました。これは給与だけではなく、整備士になるという志を持った若い学生が減ってきている、これはもう事実です。ですから人材の確保のために給与の面もあるのでしょうか、働き方改革で休日を増やしたり、働く環境整備ということで、今までは整備工場には正直言ってクーラーは入っておりませんでした。今後、一人一人のラインのところにはクーラーを装備したりとか、働く環境を変えていかないと人が集まってくれないということがあります。給料だけではなくてこういったコスト面が本当に高くなるのか、かからないことには人が集められないということになってきているのが現状です。

今、言いましたように給与等の人件費もそうでしょうし、拠点・設備投資による減価償却も含めた設備付帯費、そしてガソリン代、消耗品等の一般費、これらはすべて加えたのが営業費というものになると思いますし、それに加えてこれ以上の営業費が増えていって会社経営は苦しくて成り立っていかないとことです。それでも会社としては経営をしていかなければなりませんから、限られた人員の中で営業費と販売費、これらいわゆる経費をいかにカバーしていくかということになると、一人当たりの売上高を増やす、生産性を上げるか、もしくは利益率の改善を図るか、こちらしかないと思うのですが、なかなか言葉では簡単ですが、実際に行うには大変無理があったり、難しい限界があると思います。自動車販売業界を取り巻く環境はますます厳しくなっているということをお伝えしたいと思っております。

先ほどもありましたけれども、自動車業界は百年に一度の大変革期を迎えているといわれていますが、少子高齢化そして人口減少を迎えたこの時代に新規需要をさらに伸ばそ

うとするのは難しい時代になっている、成熟した業界になってきていると思っております。以前のように他の業界をけん引するという業界だとはもう言えないと思っておりますので、このような状況下で特定最賃という地賃以上の賃金は到底受け入れられるものではないと思っておりますし、特に中古車販売や用品販売は中小零細が多く人件費の上昇は死活問題となっていると思いますので、特定最賃の設定は今の段階において必要ないのではないかと思っております。自動車を代表しまして私の意見とさせていただきます。どうもありがとうございました。

【伊東委員長】

それでは、使用者側委員の中で追加の意見のある方、いらっしゃいますでしょうか。

(意見がないことを確認)

なければ、双方の中でご意見のある方、発言をお願いしたいと思います。

(意見がないことを確認)

ここから先は公労、公使と話し合いをしていくという形に入っていきたいと思えます。よろしいですか、三者ではなくて。どちらから行きましょうか。

使用者側の方が譲られておりますので、すみませんけれどもよろしく願いいたします。

【箸方賃金室長】

そうしましたら、使用者側の皆様は3階の労災補償課でお待ちいただきますようお願いいたします。

(個別協議)

【伊東委員長】

はい、それでは三者による話し合いに戻りたいと思えます。

まず、労働者側の方からはこれらの産業は奈良県のリーディング産業であることには変わりがないことであって、奈良県の産業活性化のためには底上げが必要ではないのか、ということ、政府が言っているように賃金、物価の好循環を回していくためにはどこからからではなくて、価格転嫁もそうですけれども、すべての起点から始めるべきものというところで、やはり引き上げが必要であることと、また、人材競争確保の点から引き上げは必要ではない

のか、ということをご提言いただきましたけれども、使用者側の方からとしてはこの特賃が設定されてから30年という時間が経ち、時代が変わっているのだということで、この3業種だけが特別というわけではない、他にも奈良県には重要な産業はあるのではないのか、ということですね、それと、申出書はよく知られている企業であってこの他関連企業というのはすそ野が非常に広く、十把一絡げで考えると零細企業の経営を圧迫するだけになってしまふ、ということです。それと人材競争ということですが、最賃で人を募集しているわけではなくて、必要であるとなれば個別に雇える金額を提示しているので、最賃で負けているという感覚ではない、ということで、正直言いまして全然かみ合いません。

大変申し訳ないのですけれども、今年度も残念ながら全会一致での「必要性あり」には至りませんでしたけれども、今の段階では特賃に対する考え方や視点がかみ合っていないというのが非常に大きなポイントだと思います。そのために議論にならないのですね。ですので、双方の理解が進まないのが現状ではないかというのが公益側の考え方です。

それですので特賃を設定するに際しての意義や役割について、今後双方ともに共有できる考え方を来年の小委員会までにまとめてほしいというように思っています。特賃の制度というのは双方共必要なしとならない限り廃止とならないはずですが、ですので、このままでは同じことの繰り返しをずっと続けるだけで、お互いに意見を共有できない状態を続けていくだけになってしまいます。きちんとこれから先議論ができるようにお互いに特賃の意義とか役割というものを、これからの時代を、という形で構いませんので、そのような考え方というものを来年の小委員会までに事務局に提示していただければありがたいというように思います。今のままでは役割があるのだ、あったのだ、という形にしかなくなってないで、話が先に進まない、制度は残るのにそういう形でお互いに相容れない状態のまま進んでいくのでは、はっきり言って、ここに皆がここに集まっている時間ももったいないですので、きちんとした議論ができるように、有意義な時間ももてるようにやっていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

【河本委員】

議事録に残すかどうかは検討いただいたらいいのかと思うのですが、認識としては伊東委員長が今おっしゃられたことはそのとおりのだろうと。多分、どれだけ論議しても今の状態では、先ほども申し上げたように、大きな課題認識としては労使で大きくずれているわけではなくて、それに対して何をすべきか、ということが立場の違いがあつて違いがあると。その一番の要因は今日的に特賃というものの位置付けや役割というものが整備されていない、そのとおりでと思います。ただ、それが奈良県の労使で答えが出せる話なのかどうか、というのは非常に難しいのではないかと。

【伊東委員長】

出しちゃいましょう。そうしないと先に進まないもの。そうでないと時間の無駄、ほかの

仕事もあるのに、という世界になってきますので。今の付帯事項については議事録に残したいと思います。奈良県だけが、という考え方もあるかもしれませんが、奈良県から発信していてもいいのではないかと思っています。毎年毎年、高率での引き上げが続いていて、当然ほかの都道府県もずいぶん苦労されていると思いますので。

せっかくある制度でそう簡単に外せない制度であるのだったら、きちんとした話し合いができるようなものに変えていったらいいと思います。それこそ時代が変わっているのだから、その位置づけも変わっていったらいいと思います。よろしいでしょうか。

(異議がないことを確認)

ありがとうございます。

それでは委員の皆さんにご審議いただきましてありがとうございました。特定最低賃金改正決定の必要性の有無につきましてはいずれの特定最低賃金に関しましても全会一致での必要性ありには至りませんでしたけれども、先ほどの形で新しい位置づけをして考えていくということで、これを踏まえて運営小委員会の意見と取りまとめてよろしいでしょうか。

(異議がないことを確認)

ありがとうございます。

それでは8月23日水曜日10時に開催します、第506回の本審で報告したいと思います。

続きまして本審への報告書の検討に入りたいと思います。事務局から委員の皆さんに報告書の案を配布してください。

【箸方賃金室長】

それでは、「報告書（案）」を読み上げさせていただきます。

(案)

令和5年8月23日

奈良地方最低賃金審議会

会長 伊東 眞一 殿

奈良地方最低賃金審議会

運営小委員会
委員長 伊東 眞一

奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業
最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和5年8月7日奈良地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を行った結果、奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定について、全会一致に至らなかったため必要性有りとすることはできないとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、下記のとおりである。

記

| | | | |
|---------|-------|-------|--------|
| 公益代表委員 | 伊東 眞一 | 下山 朗 | 福井 麻起子 |
| 労働者代表委員 | 河本 章吾 | 北尾 亮 | 松田 拓実 |
| 使用者代表委員 | 上村 賢司 | 当麻 和重 | 西田 雅彦 |

(案)

令和5年8月23日

奈良地方最低賃金審議会
会長 伊東 眞一 殿

奈良地方最低賃金審議会
運営小委員会
委員長 伊東 眞一

奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用
電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業
最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和5年8月7日奈良地方最低賃金審議会において付託された標記に

ついて、慎重に審議を行った結果、奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金の改正決定について、全会一致に至らなかったので必要性有りとする事はできないとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員 伊東 眞一 下山 朗 福井 麻起子

労働者代表委員 河本 章吾 北尾 亮 松田 拓実

使用者代表委員 上村 賢司 当麻 和重 西田 雅彦

(案)

令和5年8月23日

奈良地方最低賃金審議会

会長 伊東 眞一 殿

奈良地方最低賃金審議会

運営小委員会

委員長 伊東 眞一

奈良県自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性
の有無について（報告）

当小委員会は、令和5年8月7日奈良地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を行った結果、奈良県自動車小売業最低賃金の改正決定について、全会一致に至らなかったので必要性有りとする事はできないとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員 伊東 眞一 下山 朗 福井 麻起子

労働者代表委員 河本 章吾 北尾 亮 松田 拓実

使用者代表委員 上村 賢司 当麻 和重 西田 雅彦

なお、日付はいずれも本審にて報告いたします「8月23日」としております。以上でございます。

【伊東委員長】

はい、ありがとうございました。

先ほどの付帯事項につきましては議事録に残すのか、ここに付けるのか、どうしましょうかね。議事録でよろしいですか。

付けちゃうと義務になってしまいますね。全員の。議事録にすると、本審ではこれは報告しなければならないですね。どうでしょうか、事務局側としましては。

【箸方賃金室長】

議事録でお願いします。

【伊東委員長】

議事録だけでよろしいですか。

はい、わかりました。それでは議事録という形で先ほどの部分は残しますけれども、23日の本審の際には私の方からその部分は報告させていただきます。

この報告書の案につきして、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

(意見がないことを確認)

【伊東委員長】

ご意見、ご質問がないようですので、「報告書」の案を消して、運営小委員会の報告書といたします。

それでは 次に、

議題（4）「その他」

ですが、これについて、事務局から何かございますか。

【箸方賃金室長】

それでは、事務局より今後の予定につきまして、ご説明させていただきます。

本日、3つの奈良県特定最低賃金につきまして、「金額改正の必要性あり」という結論に

至りませんでしたので、この旨を伊東委員長から、8月23日水曜日10時から開催されます本審にてご報告していただくこととなります。

奈良県特定最低賃金については、これをもちまして議論を終えます。なお、特定最低賃金にかかる専門部会も開催されないことを申し添えます。

以上でございます。

【伊東委員長】

はい、以上をもちまして、運営小委員会を終了いたします。来年はより有意義な話し合いになるようにこれから考えていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。お疲れ様でございました。